

2020年7月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

契約日が2020年8月1日以降となるフラット外貨終身につきましては、特約条項の一部が改定となります。

「ご契約のしおりー約款」（2020年4月作成）とあわせて、次ページ以降をぜひご一読・ご確認ください。



大樹生命保険株式会社

 日本生命グループ

1. 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約の「別表1 対象となる感染症」の改定

目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約の「別表1 対象となる感染症」（162ページ）を、次のとおりとします。

別表1

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> ^{かいほくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p>	

2. 条件付保険特約および特定高度障害状態不担保特約の「別表 対象となる感染症」の改定

条件付保険特約に掲載されている「別表 対象となる感染症」（201ページ）および特定高度障害状態不担保特約に掲載されている「別表 対象となる感染症」（203ページ）を、次のとおりとします。

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>（注） 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p>	

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>